

特別養護老人ホーム つむぐ ご利用料金について

下記の利用料金自己負担額表のとおり、ご利用者の要介護度に応じた施設サービス費と、各種加算、食費・居住費についての自己負担額をお支払いいただきます。

〔利用料金自己負担額表：1日あたりの金額〕

※平成27年8月より、施設サービス費の自己負担割合が、1割負担または2割負担となりました。65歳以上の方（第1号被保険者）で、一定以上の所得がある方は2割負担となります。2割負担の方は、2倍してお考えください。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費（1割相当額）	625円	691円	762円	828円	894円
各種加算について	初期加算	30円（入所日から30日以内の加算です。）			
	日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46円（この加算は、一定期間後に発生する場合があります。）			
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	46円			
	看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	35円			
	栄養マネジメント加算	14円			
	個別機能訓練加算	12円			
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金＋加算料金）×5.9%			
	<p>■療養食加算（1日につき18円）が加算される場合があります。 医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算します。</p> <p>■看取り介護加算が加算される場合があります。 医師が終末期と判断したご利用者に対し、看取りに対する指針のもと、本人又は代理人等の同意を得て看取り介護を行った場合、死亡日は1280円、死亡日前日及び前々日は1日につき680円、死亡日以前4日以上30日以下は1日につき144円の加算が発生します。</p> <p>■入院時又は外泊時の費用が加算される場合があります。 入院や外泊をされた場合で施設に在所していない日であっても、入院又は外泊の翌日から6日間は、1日につき246円の加算が発生します。</p> <p>■口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算が加算される場合があります。</p>				
食費	第1段階（市町村民税世帯非課税：老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）	300円			
	第2段階（市町村民税世帯非課税：合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方）	390円			
	第3段階（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額80万円超から266万未満の方）	650円			
	第4段階（上記以外の方は、食費は基準費用額となります。）	1,380円			
居住費	第1段階（市町村民税世帯非課税：老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）	820円			
	第2段階（市町村民税世帯非課税：合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方）	820円			
	第3段階（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額80万円超から266万未満の方）	1,310円			
	第4段階（上記以外の方は、居住費は基準費用額となります。）	1,970円			